

令和5年2月24日

国土交通省による「建築保全業務労務単価」の見直しに伴う

対応について（お知らせ）

令和5年2月14日に国土交通省より令和5年4月から適用する建築保全業務労務単価の見直しについて発表されました。

令和5年4月1日から履行開始予定の委託契約のうち、現在、財政局契約第二課にて公告等の契約手続きを行っているもので、建築保全業務労務単価により積算しているものについては、令和4年12月9日に発表された単価を使用しており、令和5年2月14日に見直された建築保全業務労務単価に基づく積算は行っておりません。

なお、令和5年4月1日以降に公告等を行う案件については、見直し後の単価による積算を行います。

また、各区局にて契約手続きを行うもので、建築保全業務労務単価を用いて積算している案件についても、順次令和5年2月14日に見直された単価を適用してまいります。個別の案件において適用単価が不明な場合には、質問書による質問を行うなど、直接発注担当課にお問い合わせください。

財政局契約第二課委託契約係
橋本、石上、棧敷 電話：671-2186